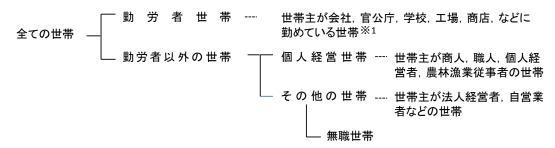
用語の解説

1 集計世帯数

集計世帯数とは、実際に集計に用いた世帯数のことをいう。

2 世帯の区分



※1 世帯主が社長、取締役、理事など会社団体の役員である世帯は、「勤労者以外の世帯」とする。

3 収入と支出

収入は、勤め先収入や事業・内職収入などの「実収入」、預貯金引出、月賦購入などの「実収入以外の受取(繰入金を除く)」及び「前月からの繰入金」の三つに分類される。

支出は、いわゆる生活費である「消費支出」、税金、社会保険料などの「非消費支出」(「消費支出」と「非消費支出」を合わせて「実支出」という。),預貯金預け入れ、借入金返済などの「実支出以外の支払(繰越金を除く)」及び「翌月への繰越金」の四つに分類される。

4 名目増減率, 実質増減率

名目増減率は、各調査年の結果をそのまま用いて算出した増減率をいう。実質増減率は、消費者物価変動を取り除いた増減率をいう。特に「名目」又は「実質」の表示がない場合は、名目増減率を示す。

5 可処分所得

「実収入」から税金、社会保険料などの「非消費支出」を差し引いた額で、いわゆる手取り収入のことである。

6 平均消費性向

可処分所得に対する消費支出の割合をいう。

7 持ち家 (現住居) の帰属家賃

帰属家賃とは、持ち家に住む世帯が自分の家に住むことにより受けるサービスをあたかも借家人が家主に対して家賃を支払うことと同様にみなして評価した家賃をいう。

8 購入先

購入先は、平成26年11月の1か月間に限って、世帯で購入した品目について、品目 ごとにその購入先を家計簿に記入する方法で調査した。

購入先の分類基準は下表のとおりである。

	購入先	分類基準
店頭販売	1 一般小売店	次の「2 スーパー」~「6 ディスカウントストア・量販専門店」以外の小売店をいう。例えば、個人商店、ガソリンスタンド、新聞小売店、 チケットショップなどをいう。
	2 スーパー	食品, 日用雑貨, 衣類, 電化製品など, 各種の商品を, セルフサービスで販売する小売店をいう。
	3 コンビニエンス ストア	食品を中心に、家事雑貨、雑誌など各種最寄り品を取りそろえ、セルフサービスで販売しており、店舗規模が小さく、24 時間又は長時間営業を行う小売店をいう。
	4 百貨店	衣・食・住にわたる各種の商品を主に対面販売により販売しており、常 時50人以上の従業員のいる小売店をいう。
	5 生協•購買	組合員の出資によってつくられている生活協同組合,農業協同組合や会社,官公庁等が職員のために設けている購買部をいう。
	6 ディスカウント ストア・量販専門店	店頭商品を原則的に全品値引きして安い価格を売り物としている小売店、家電や衣料品(ファストファッションを含む。)などの量販専門店、主に医薬品や化粧品を販売しているドラッグストア、均一価格で多様な商品を販売する小売店や格安チケットショップなどをいう。
通信販売	7 通信販売 (インターネット)	インターネット上で注文を行い、品物を購入又はサービスの提供を受ける形態(いわゆるネットショッピング)をいう。
	8 通信販売 (その他)	「7 通信販売(インターネット)」以外で、新聞・雑誌、ラジオ・テレビ、カタログ等で広告し、郵便、電話等で注文を行い、品物を購入又はサービスの提供を受ける形態をいう。
その他	9 その他	上記以外の店, 例えば, 美容院, クリーニング店, 問屋, 市場, 露店, 行商及びリサイクルショップなどをいう。 また, 飲食店(レストラン, ファーストフード, 居酒屋等) や自動販売 機もここに含める。

9 購入地域

購入地域は、平成26年11月の1か月間に限って、世帯で購入した品目について、品目ごとにその購入地域(「同じ市町村」、「他の市町村(県内)」、「他の市町村(県外)」)を家計簿に記入する方法で調査した。なお、預貯金、保険掛金、有価証券の購入や掛買い、月賦による代金の支払、通信販売での購入等については調査を行っていない。

10 貯蓄・負債現在高

以下「貯蓄・負債の範囲と内容」参照。

なお、家計収支とともに集計した貯蓄・負債現在高は、「年収・貯蓄等調査票」を 提出した世帯のうち、家計簿を提出しなかった世帯は集計から除外したので、貯蓄・ 負債現在高のみの結果数値とは必ずしも一致しない。

11 貯蓄負債保有率

以下「貯蓄・負債の範囲と内容」参照。

各貯蓄項目又は各負債項目を保有している世帯の割合をいう。

貯蓄・負債の範囲と内容

1 調査の範囲と内容

- 貯蓄現在高とは、郵便貯金銀行、郵便貯金・簡易生命保険管理機構(旧日本郵政公社)、銀行・その他の金融機関への預貯金、生命保険・積立型損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金等のその他の貯蓄の合計をいう。
- 貯蓄現在高は、生命保険及び積立型損害保険については加入してからの掛金の払 込総額により、また、株式及び投資信託については時価により、債券及び貸付信託・ 金銭信託については額面による。

なお、平成元年調査から貯蓄に積立型損害保険を、6年調査から金投資口座・金 貯蓄口座を含めている。

○ 負債現在高とは、郵便貯金銀行、郵便貯金・簡易生命保険管理機構、銀行、生命保険会社、住宅金融支援機構などの金融機関からの借入金のほか、勤め先の会社・共済組合、親戚・知人からの借入金及び月賦・年賦の残高など金融機関外からの借入金の合計をいう。

貯蓄・負債としたもの	貯蓄・負債としないもの
● 世帯主及びその家族の分	● 同居人及び使用人の分
● 個人営業のための分	● 現金のまま保有しているいわゆるタンス預金
	● 知人等への貸金
	● 公的年金や企業年金の掛金
	● 手持ちの現金

2 貯蓄・負債の内容及び注意事項

項目			内容及び注意事項
<u> </u>	通貨性預貯金	郵便貯金銀行	● 出し入れの自由な通常貯金
		普通銀行等	期間の定めがなく、出し入れ自由なもの普通預金、当座預金、通知預金、納税準備預金など
	定期性預貯金	郵便貯金銀行	● 一定期間預け入れておくもの● 定額郵便貯金, 定期郵便貯金, 積立郵便貯金, 教育積立郵便貯金, 住宅積立郵便貯金など
		普通銀行等	● 一定期間預け入れておくもの● 定期預金, 積立定期預金, 定期積金など
	生命保険など	生命保険	● 生命保険会社の普通養老保険, こども保険, 個人年金保 険など及び農業協同組合のこども共済, 養老生命共済など の払込総額● 掛け捨ての保険は含めない
		損害保険	火災保険、傷害保険のうち、満期時に満期返戻金が支払われる長期総合保険、積立生活総合保険などの払込総額掛け捨ての保険は含めない
		簡易保険	郵便貯金・簡易生命保険管理機構で取り扱っている養老 保険,終身年金保険,夫婦保険などの払込総額掛け捨ての保険は含めない
	有価証券	株式·株式 投資信託	● 平成26年11月末日現在の時価で見積もった額
		債券·公社債 投資信託	■ 国債, 地方債, 政府保証債, 金融債など● 学校債, 農地被買収者国庫債券は含めない
		貸付信託・ 金銭信託	● 信託銀行に信託して運用する貸付信託, 金銭信託
	その他(社内預金など)		● 銀行の「金投資口座」, 証券会社の「金貯蓄口座」など, 金融機関で上記以外の貯蓄 ● 社内預金, 勤め先の共済組合, 互助会など金融機関外へ の預貯金など
負	住宅・土地のための負債		● 住宅を購入、建築あるいは増改築したり、土地を購入するために借り入れた場合又は割賦で住宅・土地の購入代金を支払っている場合の未払残高
債	住宅・土地以外の負債		● 生活に必要な資金、個人事業に必要な開業資金、運転資金などを借り入れた場合の未払残高
	月賦・年賦		● 乗用車や衣類などを月賦・年賦(分割払い)で購入した 場合の未払残高